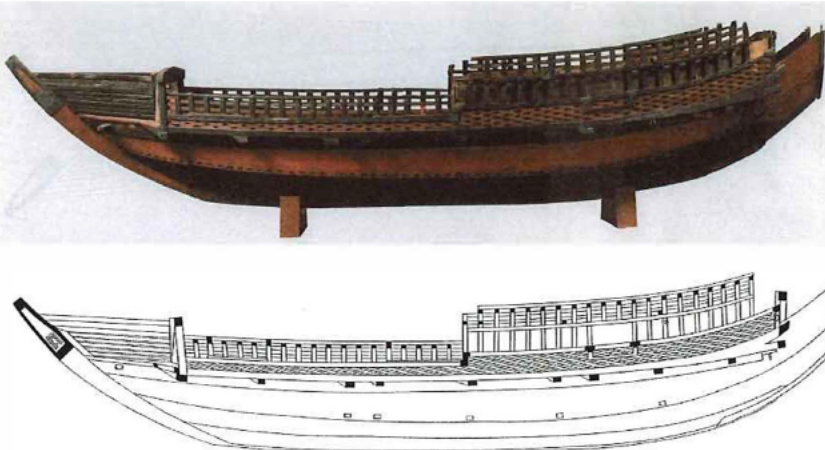


「ふね遺産」（推薦様式）：A4 一枚に収め、それ以上は別途資料添付して下さい。

No.(*)	内容	備考
1. 対象物・資料 の名称・所属 または所有者	対象物：元禄五年菱垣廻船雛形 所有者：堺市博物館	
2. 対象物の 作成・存在時期	元禄 5（1692）年、棟梁戎嶋町淡路屋奉納。来歴不詳。	
3. 現状 (写真添付)	航長：39.8 尺 （12.1m） 肩幅：15.8 尺 （ 4.82m） 上深： 5.87 尺 （1.79m） 大工間尺：370 石（55.5t） 	雛形からみた弁 才船 上 （船の科学館叢 書 5 より）
4. ふね遺産 認定基準の 該当項目(**)	【認定対象】 (1) 人や物資を輸送する船舶のみならず、作業船、艦艇、実験船、調査船、海洋構造物などを含む浮体構造物全般 (4) 後世に伝承すべき重要な技術や事象を示すもの 【認定基準】 (7) ふね関連技術と社会・文化の関係 上重要な、初めて、または最古のもの	
5. 歴史的・ 工学技術的意 義	以下の点で、他に類を見ない特徴をもつ雛形と考えられる。 1. 弁才船としては本雛形が現存する最古の雛形と考えられる。 2. 本雛形が実在する菱垣廻船どうかはともかくとして、舳から艫まで通した垣立の下部の菱組の格子と高い艫矢倉は、菱垣廻船の条件を満たしている。 3. 入頭を入れた高い五尺、四角錐状の二番船梁の水切、高い横山、舳垣立の前後にある縁摺形式の伝馬込などに元禄期の特徴をよく表す。	
6. 参考資料・文 献 (本表に収まら ない場合は別途 添付する)		

(*) No.は学会で記載します。

(**) ふね遺産認定基準の【認定対象】と【認定基準】の項目の内、該当する最もふさわしい項目一つを、文頭の番号で記載して下さい。